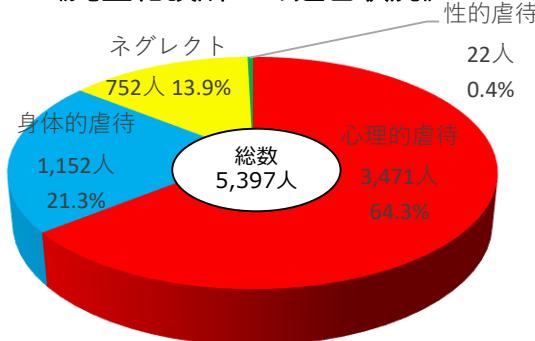
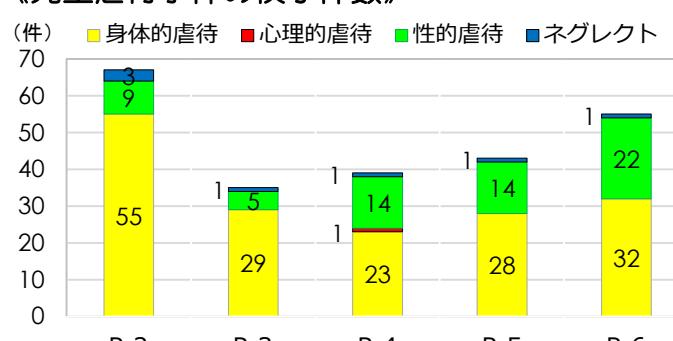


児童虐待の状況

《児童相談所への通告状況》



《児童虐待事件の検挙件数》



※児童虐待の具体例

【身体的虐待】

- ・打撲傷・あざ、骨折などの外傷を負わせる。
- ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる。
- ・体罰として食事を抜く。
- ・戸外に閉め出す。



【性的虐待】

- ・児童への性交、性的行為
- ・児童の性器を触る又は児童に触らせる。
- ・児童に性器や性交を見せる。
- ・児童をボルノグラフィの被写体にする。



【ネグレクト（怠慢又は拒否）】

- ・食事を与えない、衣服が不衛生、居住環境が極端に悪い。
- ・健康状態が悪化しても無関心でいる。
- ・児童を置き去りにする。
- ・乳幼児を家に残したまま外出する。
- ・児童を自動車内に放置する。



【心理的虐待】

- ・児童の心や自尊心を傷つけることを言う。
- ・児童の面前で配偶者や家族に暴力を振るう。
- ・児童の兄弟に虐待行為を行う。
- ・児童を無視したり、拒否的な態度をとる。
- ・他の兄弟と著しく差別的な扱いをする。



～体罰の禁止～

親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正で法定化されています。

これらは全て「体罰」です。

- 大切なにいたずらをしたので、長時間正座させた。
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。
- 他人のものを取ったので、お尻を叩いた。
- 宿題をしなかったので、夕食を与えなかつた。
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた。

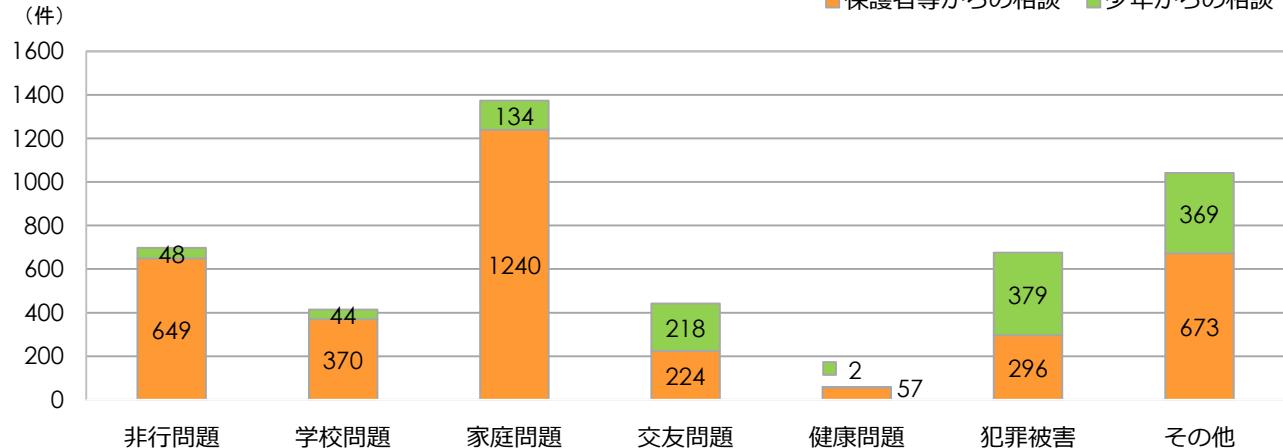
◆ 警察から児童相談所に通告した児童数は過去最多

- ・令和6年中に児童虐待の疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は、5,397人(前年比+211人)で過去最多となり、心理的虐待と身体的虐待で全体の8割以上を占めています。
- ・児童虐待事件の検挙件数は、55件(同+12件)、検挙人員は55人(同+10人)、検挙事件に係る被害児童は55人(同+12人)となっています。

少年相談の受理状況

《少年相談受理状況》

■保護者等からの相談 ■少年からの相談



◆ 少年相談受理件数は、昨年より増加

- ・令和6年中の少年相談の受理件数は、全体で4,703件(前年比+329件)と昨年より増加しており、保護者等からの相談が3,509件(同+409件)、少年からの相談が1,194件(同-80件)となっています。
- ・相談内容別では、「家庭問題」が1,374件(同+65件)と最も多く、全体の約3割を占めています。